

県立郡上北高等学校

◎県立学校の体育施設を利用するには、岐阜県教育委員会への利用団体登録が必要です。

詳しくは岐阜県教育委員会体育健康課ホームページをご覧ください。



★基本情報

所在地 〒501-5122 郡上市白鳥町為真 1265-2
電話 0575-82-2073 F A X 0575-82-5253
アクセス 長良川鉄道美濃白鳥駅下車徒歩 10 分、白鳥交通美濃白鳥駅下車徒歩 10 分
駐車場 平日 18 時以降 10 台、休日 20 台 ※正門よりお入りください。
※台数は最大駐車可能数です。(休日は体育館前の駐車エリアを含みます)
※冬季については、積雪の状況により使用できない期間があります。

★体育施設

施設名	実施可能種目（ ）内は貸出可能備品	附属施設（ ）内は設置場所
グラウンド ^{注1}	・硬式野球1面 ※練習試合等禁止 ^{注2} ・軟式野球1面 ※練習試合等禁止 ^{注2} ・ソフトボール1面 ※練習試合等禁止 ^{注2} ・サッカー1面 ^{注3} ※練習試合等禁止 ^{注4} ・陸上競技	・照明施設 ^{注5} ・トイレ（和式）（グラウンド内）
体育館 ※準備中	・バレーボール2面（支柱のみ） ・バスケットボール2面（ゴール） ・バドミントン8面（支柱のみ）	・照明施設 ^{注5} ・洗面所（体育館横） ・屋外トイレ（体育館横） ・更衣室（体育館内）
武道場 ※準備中	・剣道	・照明施設 ^{注5}
相撲場 ※準備中	・相撲	・照明施設 ^{注5} ・トイレ（つつじヶ丘会館（相撲場内））

★注意事項

注1：実施種目によりグラウンド内の使用可能場所が異なります。事前に事務部に確認してください。なお、老朽化のため砂場の使用は禁止します。

注2：ネットに十分な高さがないため、敷地外へボールが飛び出す可能性がある練習（練習試合、紅白戦、フリー打撃等）は禁止します。

注3：サッカーゴールは、老朽化のため使用できません。

注4：グラウンドに十分な広さがないため、正規規格のコートを必要とする練習（練習試合、紅白戦等）は禁止します。

注5：照明施設は、利用料金の設定や支払い方法などについて調整中のため現在利用できません。詳細は体育健康課学校体育係（058-272-1111 内線 8717）へお問合せください。

○施設について

・令和7年3月（予定）まで、体育館・武道場渡り廊下改修工事に伴い、体育館、武道場及びその附属施設は利用できません。

・冬季については、積雪の状況により体育施設の利用ができない期間があります。（敷地内への進入不可及び駐車場の利用不可のため）

【トイレの使用について】

・グラウンドをご利用の際は、グラウンド内のトイレ（和式）をご使用ください。

・体育館横の屋外トイレは、体育館及び武道場を利用する場合の専用のトイレです。出入口は施錠管理しているため、使用の際には開錠・施錠が必要です。また、通路は土足厳禁ですので、必ず靴を脱いでご利用ください。

○用具等について

・用具類（ボール、バット、グローブ、ベース、ラケット、シャトル、ネット等）の貸出はありません。利用団体でご準備ください。

・貸出可能備品以外の必要な備品及び消耗品（ラインカーや石灰等）については、利用団体でご準備ください。

○利用について

・利用後はすみやかに報告書を提出してください。

・敷地内は全面禁煙です。学校周辺での喫煙もご遠慮ください。（ポイ捨ても厳禁です。）

・施設利用後は必ず原状回復してください。また、利用後は活動場所やトイレ等の清掃、グラウンド整備等を必ず行い、ごみ等も持ち帰ってください。

・利用を許可した場所以外への立入を禁止します。

・申請した日時を厳守してください。また、利用目的（実施可能種目）以外の利用はしないでください。

・車両で敷地内を通行する際は徐行を厳守し、事故には十分注意してください。なお、駐停車時は必ずエンジンをお切りください。

・教育活動の妨げにならないようにしてください。

・施設利用中における事故等の発生により利用団体が損害を受けた場合においても、本校に当該事故等の発生について故意又は重大な過失がない場合に限り、本校はその損害を賠償する責任を負いません。

・施設利用に際して、機器備品・設備等に毀損又は損失があった場合は、その損害を賠償していただきます。

注意事項が守られない利用団体は、利用団体登録を取り消し今後の利用を禁止する場合がありますので、ルールを守って利用してください。